

平成30年度 歳末たすけあい募金助成要領

1 趣旨	市民から寄せられた募金について、年末年始の時期に、福祉施設への助成や支援を必要とする人たちが地域で安心して暮らすことができるよう助成するものとします。
2 助成対象となる団体・行事等	市民の福祉向上に関する事業を行う民間福祉施設及びグループホームが行う次のいずれかに該当する行事。ただし、12月1日から翌年2月28日までに実施される行事等に限りです。 <ul style="list-style-type: none"> ・ クリスマス会、年越し食事会、餅つき大会などの行事 ・ 地域住民との交流活動、訪問活動 ・ 社会見学研修 ・ 備品の購入 など ＊「地域住民との交流」は、この助成の必須条件ではありません。施設内での行事も対象になります。
3 助成対象とならない団体・事業等	次に該当する団体・事業は、助成の対象となりません。 (1) 団体設立後、1年を経過しない団体等 (2) 国又は地方公共団体が経営している事業 (3) 政治、宗教等の運動の手段として行われている事業 (4) 営利を目的としている事業 (5) 助成金以外の財源で実施することが適当と認められる事業
4 助成対象とならない経費	次の経費は、助成の対象となりません。 (1) 借入金の償還又は利息の補填金 (2) 積立金に繰り入れる資金 (3) 人件費
5 助成の申請	助成を希望する団体は、助成申請書を提出してください。
6 申請期間	助成申請受付期間は、平成30年11月22日(木)までです。
7 助成の決定	助成先及び助成額は、白山市共同募金委員会運営委員会及び審査委員会で決定されます。
8 助成金の交付	平成31年1月中に交付予定です。
9 事業の報告	事業完了後、助成事業実績報告書を提出してください。その際、事業内容記載のパンフレット、写真、領収書のコピー等を提出してください。
10 歳末たすけあい募金助成の明記	助成を受ける団体等は、事業計画、予算・決算書及び事業実施時の資料に、その事業が歳末たすけあい募金の助成事業であることを明示してください。
11 助成金の経理	助成金の使途経理については、常に内容を明確にしておいてください。
12 助成の取消処分	助成を受けた者が、助成金を申請事業以外に使用した場合は、助成金の全部又は一部を返還していただくことがあります。
13 申請資格の停止	助成取り消しの処分を受けた団体は、取り消された日の属する年度の翌年度から起算して3年間は、助成申請をすることができなくなります。